

7 月 9 日からの大雨による被災者に対する県営住宅の提供について

7 月 9 日からの大雨による県道大社日御碕線の一部崩落により、通勤・通学や通院などに支障が生じている方に対し、県営住宅を以下により提供します。

1 提供する県営住宅について

- ① 入居資格 令和 6 年 7 月 9 日からの大雨被害により、長期的に生活等に支障があると見込まれる方
- ② 提供期間 6 ヶ月以内（道路の復旧状況に応じ更新可能）
- ③ 家 賃 全額免除
- ④ 駐車場代 全額免除
- ⑤ 敷 金 不要
- ⑥ 退去修繕 不要
- ⑦ そ の 他 光熱費、共益費、自治会費等は自己負担
- ⑧ 提供戸数 10 戸程度

2 問い合わせ先

島根県 土木部 建築住宅課 住宅管理係

電話番号 0852-22-6588, 5614

受付時間 平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで